

## 令和2年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 令和2年5月12日 白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年5月12日10時03分

1. 閉 議 令和2年5月12日11時10分

1. 閉 会 令和2年5月12日11時10分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番	丸本	安高
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番	丸本	安高
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	井 澗	誠	副町長	林	一 勝
教育長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗
民生課長	中 本	敏 也	住民保健課長	泉	芳 明
生活環境課長	廣 畑	康 雄	観 光 課 長	寺 脇	孝 男
建設課長	玉 置	康 仁	上下水道課長	久 保	道 典
会計管理者	玉 置	孔 一	消 防 長	大 谷	哲 也
教育委員会					
教育次長	榎 本	崇 広	総務課副課長	山 口	和 哉

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第43号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第44号 専決処分の承認について
- 日程第5 議案第45号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第6 発委第4号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第6

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第2回臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する感染防止の対応についてお願いいたします。

当議会において、感染防止のため出席者はマスクを着用しています。

議員席については、当面の間、一定の距離を保つため一部配置を変更し、また、議員及び当局ともに隣席との間にアクリル板を設置しています。

さらに、適宜休憩をとり、換気を行うなど感染防止の徹底に努めながら会議を行いますの

で、実情をご考慮いただき、ご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

南議会運営委員長から報告を願います。

6 番 議会運営委員長 南君（登壇）

○6 番

報告を行います。

本臨時会につきまして、去る5月7日の議会運営委員会で協議したことをご報告いたします。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

次に、本臨時会までに、提出のあった陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会で協議の結果、配布にとどめるということになりましたので、お手元に配布しています。

本日、閉会後に全員協議会、議員懇談会の開催を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

次に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

本日の議事日程については、お手元に配布しております。

地方自治法第121条の規定による、説明員の出席要求をお手元に配布しております。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

2 番 楠 本 隆 典 3 番 廣 畑 敏 雄

---

(2) 日程第2 会期の決定について

○議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期は本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

- 
- (3) 日程第3 議案第43号 専決処分の承認について  
日程第4 議案第44号 専決処分の承認について  
日程第5 議案第45号 令和2年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について

○議 長

日程第3 議案第43号 専決処分の承認についてから、日程第5 議案第45号 令和2年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定についてまでの3件を一括議題といたします。

町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、令和2年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員皆様には、町勢伸展のために日夜ご尽力いただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、住民の皆様をはじめ各方面から温かいご支援を賜り、引き続き、町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。

すぐさま職務を開始し、現在、直面しております新型コロナウイルス感染症対策に早急にしかりと取り組むとともに、皆様からいただきました信頼と期待に応え、白浜町の発展と住民の幸せのために邁進するよう、決意を新たにいたしましたところであり、改めて3期目に対する責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。

議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

特に、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、去る4月7日の第1回臨時会におきまして、第1弾となる緊急経済対策の補正予算案をご承認いただき、現在、状況を注視しつつ、取り組みを進めています。

また、5月1日付けで、住民保健課内に特別定額給付金室を設置し、昨日よりオンライン申請の受付を開始いたしました。

5月18日より申請書の郵送を順次行うとともに、申請の受付を開始いたします。第1回目の給付日を5月28日とし、鋭意給付事務に取り組んでいるところでございます。

本臨時会においてご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項2件、令和2年度一般会計の補正予算議定1件であり、新型コロナウイルス感染症対策に関し、早急に対応が必要な特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業、また、町独自の緊急経済対策といたしまして、中小企業信用保証料補助金の追加、県の事業継続支援金の支給を受ける町内事業者への上乗せ助成に係る経費、町内事業者事業継続推進補助金に係る経費につきまして、補正予算案を提出させていただいたところです。

引き続き、県や保健所、近隣市町、町内関係団体等との情報共有を図るとともに、この難局を乗り切るため、オール白浜で新型コロナウイルス感染症対策及び緊急経済対策等に取り

組んで参る覚悟でございます。

なお、令和2年度における新規の政策的経費等につきましては、早急に肉付け予算編成を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、保育園、幼稚園、小・中学校の給食費の減免措置などにつきましても検討しているところであり、次の議会定例会に提案させていただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

本臨時会においてご審議をお願いいたします案件の提案理由につきましては、説明を省略させていただき、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 税務課長 岩城君（登壇）

○番外（税務課長）

議案第43号 専決処分の承認について、議案書（P. 1～4）に基づき、説明した。

議案第44号 専決処分の承認について、議案書（P. 5～8）に基づき、説明した。

○議 長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第45号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について、議案書（P. 9～12）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、提案説明及び補足説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第43号 専決処分の承認について、質疑を行います。

11番 溝口君

○11番

議案第44号にも関わってくるんですけども、令和3年度に限ってということですが、予想される減収分の額はわかりますか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番外（税務課長）

ただいま溝口議員から質問ありました令和3年度分の固定資産税の減免額について、これについては事業者で申請ですけども、認定経営革新等支援機関というところに認定をいただきまして、そこから認定のあったものが減免の措置になりますので、額については難しいところでございます。

減収分については全額国費で交付金という形で補填となります。

○議 長

11番 溝口君

○11番

金額はまだ算定はしていないということで、国費が入ってくるということでございますけども、白浜町の来年度の当初予算を組むときに国費として入ってくる分を計上するから、来

年度の一般会計予算を組むときには支障がないと判断してよろしいのですか。

○議 長  
番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

税務課との話では、交付金で返ってくるのが3カ年で町に交付されると。もちろん全額ですけれども、当然そうなりますと、当初予算の編成についても減免がどのくらいの額になるかまったく未知数でございますけれども、若干の影響が出てくるのではないかと考えているところでございます。

○議 長  
14番 水上君

○14 番

関連です。先ほど税務課長が認定経営革新等支援機関で認定されてからということですが、それはどこに設置されるんですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

認定経営革新等支援機関というのは税理士や公認会計士や弁護士が集まって組織されている機関であります。確認しましたら、すべての税理士の方がここに入っているのではなくて、この機関の承認を得た税理士が支援機関の仕事ができるということでありますので、現在支援機関が税理士に対して承認を受ける手続きとかをしているところでございます。

○議 長  
14番 水上君

○14 番

そしたら、そういう認定をされる税理士さんというのは、公開されて事業者がわかりやすいように今後はされていくんですね。どこにどういう処理をしていただける方がいらっしゃるか一般的にわかりにくいので、それはきちんと広報していただけるんですね。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

こちらの減免につきましては、中小事業者等が対象となっておりますので、すべての方ではないと思うのですが、税理士を通じて申告とかをされていると思うので、税理士から通知がいくと思います。

○議 長  
14番 水上君

○14 番

すべての方が税理士を経由されているということではないと思うんですね。だから、税務署とかからの通知が来るのかと思うのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○議 長  
番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

そういった制度がきちんと決まりましたので、税理士の協会とかから皆様に減免制度があるということは周知することとなります。

○議長

暫時休憩します。

(休憩 10 時 26 分 再開 10 時 30 分)

○議長

再開します。

3 番 廣畑君

○3 番

この議案について、例えば国保や介護保険の1号被保険者の減免についてはいかがですか。この点お聞きしたい。

○議長

番外 税務課長 岩城君

○番外(税務課長)

国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましては、5月27日予定の全員協議会で減免について説明をさせていただきたいと思えます。

○議長

3 番 廣畑君

○3 番

そしたら、これ以外で考えていると理解してよろしいですね。

○議長

番外 民生課長 中本君

○番外(民生課長)

介護保険につきましてもコロナウイルス感染症によって死亡された方であったり、家族の中で感染者がいた場合で所得が減った方、もしくは感染症の影響によって所得が減った方に減免措置があるんですけども、案はもらっているんですが、きちんとしたものをいただいておりますので、今回の全員協議会に入れることはできませんでした。27日予定の全員協議会で説明をさせていただきたいと思えます。

○議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号 専決処分の承認について、質疑を行います。

○議 長

6番 南君

○6 番

参考資料8ページをお願いします。厳しい経営環境にある中小事業者に対してと書いていますけれども、例えば、売り上げが半減したとかそういう条件はあるんですか。それとも、すべての中小事業者に対して軽減措置ができるんですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外(税務課長)

ただいま収入額の減少等の基準の質問をいただきました。令和2年2月から10月までの任意の3カ月の売上高が前年と比べて30%以上50%未満減少している中小事業者の方は減免額が2分の1、それと50%以上減少している中小事業者の方は全額免除となります。

○議 長

6番 南君

○6 番

それともう1点、事業を行っていない個人の方は都市計画税の減免措置はまったくないんですか。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外(税務課長)

こちらにつきましては、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる軽減措置となっていますので、個人の方は対象になってございません。個人の方には先ほどありました徴収猶予というところをお願いしたいと考えています。

○議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり承認されました。

議案第45号 令和2年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について、質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

9ページの中小企業信用保証料補助金の件です。地方紙にも載っておりましたけれども、持続化給付金の問題で担当課に聞きますと、家賃の一月分の補助がないのかという話があったのですが、白浜町としてはできないということでした。

ハローワークに聞きますと、それは事業を行っている上において、給付金が下りるとするのは社会保険労務士に聞いてくれと言われたのですけども、予算3,100万円の部分については、先に50%を割ったということであつたら、これは対象外であるのかどうか。商工会に入っている個人営業をしている方もあると思うので、そういう話をよく聞きます。一月以上休んだけれども家賃は払わなあかん。営業収益はゼロという場合の救済策はないのかどうかとの質問です。

私もハローワークに聞いたり、社会保険労務士の方に聞いたけども、白浜町として問題について問い合わせとかあるのかどうか。私たちも聞くところでは、そういう話を議員に言うということは、おそらく役場にも問い合わせがあるんだろうと思うのですけども、そこらの対応についてはどのようにお考えですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外(観光課長)

議員おっしゃるように、持続化給付金の問い合わせは非常に多くなってきてございます。ただ、持続化給付金につきましては、まず国の制度がございまして、その給付金を受けた方が県の制度、企業継続支援金ですけども、その制度がございまして、その制度を受けた方について白浜町で上乘せしてという形をとらせていただいているところでございます。

持続化給付金につきましては、インターネット回線を使って申請するという形になっておりますので、今のところ、申請自体が終わって、県の申請も終わって、町に補助金を申請というのはございませんけども、今後はふえてくると考えておりますので、今回の補正額を使って1件あたり従業員の数とかで変わってくるんですけども、前年度の収入の50%減少していれば、県の給付金を申請して承認をいただければ、それを持って町へ来ていただくと。県が承認しておれば、持続的に町も承認する形になろうかと考えてございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

県の分についての補填というか、支援策というのはわかるんですけども、観光課として県に直接申し込んで、申請方法は書いてあるけども、県へ申し込まなければあかんということですね。

○議 長  
番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）  
基本的に申しますと、県の給付金をいただいた方を対象とさせていただきます。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番  
もう1点聞きます。家賃10万円で、収入が30万円だったとしたら、県へ申請したらいけるということですか。

○議 長  
番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）  
県の詳しい制度ははっきりと見えていない状況でございます。今、おっしゃったように30万円の減収で10万円の家賃というのが50%減として認められるかどうかというのは不明な状況がございまして、今後の国や県の動向を注視しながら、町として対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番  
大体わかったけども、町民はそこらへんがわからないので、観光課としては申請方法がありますということ。会計士とかを使うと手数料がかかるから、そういうことを町民から問い合わせがあったらわかりやすく説明してほしいと思います。

○議 長  
13番 堅田君

○13 番  
今の楠本議員と同じ関連になるんですけども、資料12ページ、2番の事業継続支援金についてです。先ほどありましたように、持続化給付金で前年比50%割れた場合に県がそれを認めて、またそれに準じて白浜町が給付するという話ですけども、これは県が対象事業と認める基準はどういうところで認められるのか。国が持続化給付金を認めた、ネットで申請するんですけども、その資料をコピーして県に持ち込んで、それを県が承認した場合に、県からの給付金が出ると。その給付金を証明するものを白浜町の担当課に持っていくという流れになるのかどうか、詳しくお願いします。

○議 長  
番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）  
まず、事業の種別なんですけども、これはすべての事業者、第一次産業の、農、林、漁業者であるとかすべての事業者に当てはまるものととらえています。

申請の方法につきましては、堅田議員がおっしゃられたように、まずは国で持続化給付金の申請をしていただきまして、その認定の部分を県に持って行っていただいて、県が認定した部分の承認証というのが発行されると聞いていますので、それを町に持ってきていただ

きましたら、簡単にお名前や住所とか書いていただくことを考えているんですが、そういう流れで支援金を交付してまいりたいと考えてございます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

今、話がありましたように、国の持続化給付金が決定して給付された後に県に行くのか。というのが白浜町の給付金が交付されるのは県が認められたら給付されるのかということです。今回、白浜町が決定された場合に、国そして県、町という流れになるので、スピード感がなくなるのではないかと思います。国自体がどれだけ早く持続化給付金を申請して許可が出るかというところからのスタートになると思うのですが、せっかく第二弾として経済対策を打ち出したにも関わらず、国、県が終わってからしか町に回ってこないとなれば、7月や8月になってしまうとスピード感がなく、せっかく経済対策を打ち出しても効果が薄くなるのではないかと思います。早くするために申請が通れば町が対応するかどうかを聞きます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

申請が通れば、当然認定いただいた部分で、県、県が通ればその部分について町へ下りてくると考えてございます。おっしゃるように国、県、町と若干即効性という部分が薄れるという考えもあるかと思うのですが、こういう形でやっていきたいということで今回補正をさせていただいておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

せっかく緊急経済対策ということなので、早く補助ができればいいと思うのですが、あと1点。今回、支援するのは白浜町内の事業所にするのか。もしくは田辺市で事業をやっている白浜町民に対しても出るのか。白浜町内に事業所があって、町内で税金を納めているところはもちろん対象だと思うのですが、白浜町で商売をしていながら住所が田辺市や周辺市町の場合は出す予定なのか。また、その逆の場合はどうなのかというのはいかがですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

そのあたり、観光課のほうでも現在検討しているところではございまして、県の指針がまだだされていない状況でございます。県は県内事業者という表現しか今のところ出ていませんので、今おっしゃったように県内事業者で大阪の方がいけるのかとかそういう部分も県の指針が出た時点で町の案も持ちながら、どうしていくかと検討したいと考えてございます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

それは、そう進めていただきたいと思えますけれども、窓口は役場かもしくは商工会になる

かと思うのですが、商工会の会員さんになっている方はよくわかると思うのですが、逆の場合はまったく把握できていない状態で、細かいところまで目が届かない可能性が十分あると思うのです。そういうことを含めて窓口はどちらになるのかということをお願いします。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番外（観光課長）

その部分が非常に難しいところでごさいます、おっしゃるように、インターネットを通じてということになりますので、パソコンをお持ちでない方をどうしていくかという部分については、商工会ともいろいろと話しをさせていただいております。最終的にどうという結論は出ていないのですが、委託料的なものをお支払いしてすべてをカバーしていただくとか、そういう部分を検討している最中でごさいます。予算は上げて、まだ検討できていないのかというお叱りもいただこうかと思うのですが、ナーバスな部分でごさいます、話を詰めている段階でありますので、その辺もご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

13番 堅田君

○13番

最後に1点。今回、補正予算で組まれました国からの特別給付金並びに11ページの子育て世帯への給付金、また3ページの観光課の6、100万円の対策事業ですが、聞くところによると課税対象と非課税対象があると聞きます。その内訳を教えてください。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番外（住民保健課長）

ただいま堅田議員よりご質問の今回の特別定額給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金につきましては非課税となります。

○議 長

13番 堅田君

○13番

12ページ、観光課の3、100万円、1、500万円、1、500万円は。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番外（総務課長）

堅田議員よりご質問の国の持続化給付金等については一部課税と伺っているところがあります。すべてが課税対象になるかはまだ町としても勉強できていない現状でありますので、国の指針に従い、万が一、事業継続支援金等が課税対象になるというのであれば、もちろん対応しなければならないと今のところは考えています。

○議 長

13番 堅田君

○13番

ネット上では、10万円と子育ては非課税ということで、最後の分はおそらく課税となると思うのですが、課税は所得となるのか別の雑所得になるのかははっきりしていただかなければ、いただいたほうも後に課税の対象となりかねないと思うので、把握していただきたいと思います。

○議 長

8番 丸本君

○8 番

8ページ、特別定額給付金10万円の件です。受給権者は世帯主と理解しています。そして、申請者も世帯主。私は今年に入って税の滞納と差押について一般質問を何回かさせていただきました。給料や年金の全額差押は違法ではないのかと質問をさせていただきましたけれども、口座に入れば差押禁止債権の属性を承継しないのご答弁をされております。

10万円が滞納者の世帯主の口座に入った場合、特に国保税なんかも納税義務者は世帯主であると理解していますが、今までの答弁でしたら、この10万円が、例えば5人世帯なら50万円入る。今までのご答弁でしたら、差押ができると理解しておりますけれども、その辺の税の滞納処分についての説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

今、ご質問いただきました件につきましては、令和2年度特別定額給付金等にかかる差押禁止等に関する法律というのが施行されて、令和2年度特別定額給付金等の支給を受けることとなったものの当該支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または差押えることはできないとなっております。

○議 長

8番 丸本君

○8 番

口座に入っても差し押さえはしないということですよ。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

支給を受ける権利、10万円は差押できないとなっております。

○議 長

なるべく質疑は議案書の中身についてお願いします。

8番 丸本君

○8 番

税務課長がおっしゃられるのは支給する権利を差し押さえないという答弁ですね。口座に入った預貯金を差し押さえないという答弁はしていない。再確認します。受給する権利を差し押さえないけど、お金は押えられるのとれるのですけども、口座の預貯金は差押しないと言ってないですね。

○議 長

番外 税務課長 岩城君

○番 外（税務課長）

この給付金、1人あたり10万円が預金口座に振り込まれるということですが、その10万円の金額については差押ができないとの判断です。ただ、預金通帳に入りますので、期日が経過しますと、ほかのいろいろなものが入って10万円がなくなってきた場合には、預金の差押えということも考えられます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

今の関連です。過日の国会の委員会で国税庁の次長がこのように答弁しているんです。銀行口座への振り込みを待って、狙い撃ち的に差押、実際に使用できなくする差押は行うべきでないと言っています。ご存じだと思いますけれども、この10万円の意味をよく職員が考えてきちんと対応していただきたい。コロナウイルスというのは通常の今までと違うということを肝に銘じて仕事をしていただきたい。国税庁次長の答弁を尊重していただきたいと思います。

○議 長

10番 松田君

○10 番

7ページ、特別定額給付金で、5月18日から順次発送となっていると思います。第1回の振り込みが5月28日ということですが、その後は区切りながら振り込まれる予定ですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま松田議員からご質問をいただきました5月28日が第1回の給付日となります。6月以降につきましては、週2回を給付日として考えておりますので、6月につきましては、月9回、7月については6回、8月は8回ということで、あくまでも5月28日は第1回の給付日となりますので、それ以降につきましては、順次振り込みを考えております。

○議 長

10番 松田君

○10 番

そしたら、最終どのくらいで完了の目安ですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

今回の特別給付金の申請につきましては、受付開始日から3か月以内となっておりますので、申請期限は8月17日となります。8月17日までに申請をいただければ、振り込みにつきましては、振り込みの確認等少し時間を要しますので、最終的には9月に入っても給付する形になります。

○議 長

6番 南君

○6 番

参考資料の11ページですけれども、子育て世帯の臨時給付金について、対象児童が2, 300人。公務員以外の一般支給対象者は所属長が行いと書いていますので、プラス公務員の子どもさんの分が入ってくると思うんですけれども、児童手当をまったく受けられていない方というのはおられるのですが。今回対象外という家庭はあるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

今回の子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みのひとつといたしまして、児童手当を給付する世帯、それから令和2年4月から新高校1年生に対して臨時特別給付金を支給するものとなっています。ただ、対象外というところもありまして、令和2年4月分の特例給付の受給者がございまして、この方は今回の臨時特別給付金の対象となりません。ただ、人数的には持ち合わせの資料がないんですけれども、一部対象外の方もございます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

それぞれの10万円の特別定額給付金事業、子育て世帯臨時給付金事業の支給について、先ほど丸本議員が言われていましたけれども、例えば住所が白浜町になくて、白浜町の特性から、DVでなぎさホームに入居されている方や個人のところにいる方が以前からおられると思いますが、そういった方に対する配慮。こちらに住民票がないので、世帯主に交付されるので、連携しながらその方に給付することを考えておられると思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま廣畑議員からご質問をいただきました特別定額給付金に関しまして、配偶者からのDVで避難をしている方、事情によりまして住民票を移すことができない方にいただきましては、申出書を提出いただくことによりまして給付を受けることになります。事情があり住民票を移せない方でありましたら、一定の要件を満たす方につきましては、避難先の住まいの市区町村から給付金を受けるということになっております。DVについては国の広報や町のホームページ、窓口でチラシを配布しておりまして、お知らせをしているところでございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

1点だけお伺いします。10万円の定額給付金について、町民から議員はもらうつもりかとかご意見があります。私はもらって子どもが大学生で学費の補助にすると個人的には言っています。そしたら、職員はどうなっているのかと聞かれるのですが、これは議員としてどうすべきという考えは控えようと思いますが、管理職の会や一般の方は職員組合があると思うんですけれども、そこらで町の職員としてどうしようとか方向性は管理職員の会や職員組合であるのか、言えるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議 長  
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

溝口議員から、定額給付金の職員の扱いについて質問をいただきました。ご指摘の部分についても私たち職員としてももちろん考えるところではありますが、なかなか本会議の場で、こうすると言にくいところでもあります。きちんとした考え、もちろん個々に入るものがありますから、強制をすることはできませんが、ある一定の考えのもと、組合であれば組合員、管理職であれば管理職員の会のほうから今後なんらかの形を考えていきたいと思っています。ただ、繰り返しになりますが、個々に入る特別定額給付金ですので、強制等にならないように気をつけたいと思います。

○議 長  
ほかにございませんか。  
(なしの声あり)

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第6 発委第4号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

○議 長  
日程第6 発委第4号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。  
各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。  
これをもって、第2回臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。



閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

令和2年第2回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き、県や保健所、近隣市町、町内関係団体等との情報共有を図るとともに、本日も承認いただきました特別定額給付金事業をはじめ、緊急経済対策等、早急に取り組んで参ります。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもって、白浜町議会令和2年第2回臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会令和2年第2回臨時会を閉会します。

議長 西尾 智朗は、11時10分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年5月12日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員